

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第103号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表北区役所、中京区役所及び下京区役所の款中「、中京区役所及び下京区役所」を削り、同款地域力推進室の項中「まちづくり推進課長」を「まちづくり推進・山間地域振興課長」に改め、同款保健福祉センターの項中「寄り添い支援係長」を「連携支援推進係長」に改め、同表上京区役所、東山区役所及び西京区役所の款保健福祉センターの項中「寄り添い支援係長」を「連携支援推進係長」に改め、同表左京区役所の款地域力推進室の項中「企画課長」を「企画・山間地域振興課長」に改め、同款保健福祉センターの項中「寄り添い支援係長」を「連携支援推進係長」に改め、同款の次に次の1款を加える。

中京区役所 及び下京区 役所	地域力推進室	総務・防災 課長 企画 課長 まち づくり推進 課長	庶務係長 地域防災係長 調査係長 企画係長 事業 係長 広聴係長 振興係長	
	区 民 部	市民窓口課	記録係長 窓口係長	
	保健福祉セ ンター	健康福祉部	健康長寿推 進課	地域支援係長 連携支援推 進係長 健康長寿推進係長 高齢介護保険係長
			障害保健福 祉課	障害難病支援係長
			生活福祉課	管理係長 保護第一係長 保護第二係長 保護第三係 長
		保険年金課	資格係長 徴収推進係長	

				保険給付・年金係長
		子どもはぐ くみ室	子どもはぐ くみ課長	子育て推進係長 子育て相 談係長 子育て支援係長

第1条第1項の表山科区役所及び伏見区役所の款保健福祉センターの項、南区役所の款保健福祉センターの項及び右京区役所の款保健福祉センターの項中「寄り添い支援係長」を「連携支援推進係長」に改める。

第6条第3項健康福祉部の款健康長寿推進課の項第21号中「生活困窮者自立支援法」を「社会福祉法第106条の6第1項及び生活困窮者自立支援法」に改める。

第6条第3項子どもはぐくみ室の款第12号中「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改め、同款第27号中「特定不妊治療」を「先進医療に位置付けられた不育症検査」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)